

## 第2節 母子保健関連事業

### 1. 母子保健対策事業

#### (1) 未熟児訪問事業

母子保健法では、出生体重が2500g未満の乳児を低体重児としており、未熟児は生理的に未熟であり、疾病にもかかりやすいことから、同法第19条により訪問指導を行い、必要な処置を行った。

		管内計	桑名市	多度町	長島町	木曾岬町	北勢町	員弁町	大安町	東員町	藤原町
平成11年度	総数	176	101	8	10	3	12	6	7	26	4
	要訪問児 (A)	52	30	3	2	0	3	4	2	8	0
	(A) %	29.5	29.7	37.5	20.0	0.0	25.0	66.7	28.6	30.8	0.0
	訪問実施件数(B)	85	55	5	2	1	7	5	1	10	2
	(B) %	48.3	54.5	62.5	20.0	33.3	58.3	83.3	14.3	38.5	50.0
平成12年度	総数	166	99	7	5	7	6	4	15	18	5
	要訪問児 (A)	46	31	1	1	3	0	1	4	3	2
	(A) %	27.7	31.3	14.3	20.0	42.9	0.0	25.0	26.7	16.7	40.0
	訪問実施件数(B)	56	43	0	2	2	0	1	2	4	2
	(B) %	33.7	43.4	0.0	40.0	28.6	0.0	25.0	13.3	22.2	40.0
平成13年度	総数	189	115	7	12	3	11	9	14	13	5
	要訪問児 (A)	46	30	3	1	1	5	1	0	4	1
	(A) %	24.3	26.0	42.8	8.3	33.3	45.4	11.1	0.0	30.7	20.0
	訪問実施件数(B)	90	63	0	1	1	5	3	8	5	4
	(B) %	47.6	54.7	0.0	8.3	33.3	45.4	33.3	57.1	38.4	80.0
平成14年度	総数	174	93	6	14	3	14	5	13	22	4
	要訪問児 (A)	35	19	1	0	0	2	2	4	7	0
	(A) %	20.1	20.4	16.6	0.0	0.0	14.3	40.0	30.8	31.8	0.0
	訪問実施件数(B)	40	26	0	3	0	0	3	2	6	0
	(B) %	23.0	28.0	0.0	21.4	0.0	0.0	60.0	15.4	27.3	0.0

注：要訪問児 出生時体重が2000g以下の児  
( ) について A・Bは総数に対する比率

## (2) 健やか親子支援事業

### ①事業の目的

心身の発達に問題を抱える子ども及び養育問題を持つ保護者とその子どもに対して、必要とする支援内容を明確化させ、状況に応じた適切な助言・指導を行い、養育問題の負担軽減を図る。また関係機関との調整を図ることにより、地域で安心して生活できるよう支援する。

### ②実施内容

#### (ア) 面接相談

小児慢性特定疾患等の医療費給付申請時に面接を行い、保健師活動のPRを行うとともに家族の抱える問題点の把握を行った。相談は長期療養児・手術が必要な児の保護者からが多く、特に小児慢性特定疾患・育成医療等の医療費の補助に関する内容のものが多かった。

また、育児全般の相談を受け付ける中で、心身の発達に問題を抱える子どもを持つ保護者だけでなく、関係者からの相談も多い状況にある。そのため、不安等を持った保護者が多くの関係機関に相談でき、地域で孤立しないよう、今後も関係機関への支援を行っていききたい。

#### (イ) 家庭訪問

従来から行っている未熟児訪問については、今後も管内市町や医療機関等の関係機関と連携しながら行っていききたい。

面接相談により、保健師が心身の発達に問題を抱える子ども及び保護者に関わる機会が増え、個別フォローが必要であるケースへの支援のきっかけとして、活用していききたい。

#### (ウ) 研修会・関係機関連絡会議

児童虐待への相談件数の増加と共に、養育に問題を持つ保護者からの相談への対応、関係機関との連携が一層必要とされてきている。そこで、子どもに関わる関係者を対象とした研修会を開催した。

また、養育を行う保護者の不安の軽減のために疾患についての研修会を行った（疾患の子どもを持つ親の会との共催）。

虐待の早期発見・早期予防のために、個別ケースを通しての支援の方向性の検討を行い、今後も関係機関との連携を深めていききたい。

### ③考察及び課題

虐待予防の視点からいえば、長期療養児・未熟児等については全数訪問したいが、できないのが現状であり、関係機関との連携をすすめながら支援できるような体制が必要である。

桑名保健福祉部管内核家族が多く、身近に育児の相談相手がない保護者からの電話相談、訪問希望には今後も対応することが必要と思われる。

また、虐待予防活動では母子保健事業をベースに市町保健師と協力していく必要があり、今後も関係職種への研修等が必要と思われる。

## (3) 地域改善地区妊婦・乳児健康診査事業

### ①目的

地域改善地区に居住する妊婦に対する「妊婦一般健康診査」、及び乳児に対する「乳児一般健康診査」について医療機関に委託して実施し、もって妊婦及び乳児の健康管理の向上を図ることを目的とする。

(平成14年度)

	受診件数	異常なし	要指導	要精検	要治療	不明
妊婦	5	5	—	—	—	—
乳児	5	5	—	—	—	—

## 2. 母子医療対策事業

### (1) 育成医療

身体障害児にとっては、早期発見・早期治療はきわめて重要である。このため、児童福祉法第20条により、18歳未満の児童で、このまま放置すれば将来日常生活にかなりの支障を残すと見られる障害を有しているが、手術をすることで確実な治療効果の期待できるものに対し、医療給付を行っている。

	総計	肢体不自由	視覚障害	聴覚・平衡	機能障害	音声言語	機能障害	先天性心臓	障害	腎臓障害	その他の内
平成11年度	110	19	8	6	32	18	1	26			
平成12年度	120	19	20	5	31	17	1	27			
平成13年度	102	14	15	4	30	14	1	24			
平成14年度	120	13	12	3	37	22	1	32			
平成14年度内訳	桑名市	65	5	6	1	17	18	—	18		
	多度町	4	1	—	—	1	1	—	1		
	長島町	9	1	2	—	2	1	—	3		
	木曾岬町	6	—	1	—	3	—	—	2		
	北勢町	6	1	—	—	2	—	—	3		
	員弁町	3	—	1	—	1	—	—	1		
	大安町	9	3	1	—	2	1	—	2		
	東員町	12	1	1	1	6	1	1	1		
	藤原町	6	1	—	1	3	—	—	1		

### (2) 養育医療

母子保健法第20条により、身体の発育が未熟のまま出生し、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至っていないため、入院養育が必要と認められる1歳未満の乳児に対し、医療給付を行っている。

	総計	桑名市	多度町	長島町	木曾岬町	北勢町	員弁町	大安町	東員町	藤原町
平成10年度	34	18	1	6	0	1	1	4	3	0
平成11年度	50	25	3	5	1	4	4	1	7	0
平成12年度	48	32	1	1	3	0	2	5	2	2
平成13年度	54	35	2	2	2	6	3	0	4	0
平成14年度	36	18	0	2	0	2	2	4	8	0

(3) 小児慢性特定疾患治療研究事業

小児慢性疾患のうち特定疾患については、治療が長期にわたるため、医療費の負担が高額となる。

これを放置することは、児童の健全な育成を阻害することとなるため、小児慢性特定疾患の治療研究事業を行い、もってその研究を推進し、その医療の確立と普及を図り、併せて患者家庭の医療費の負担軽減を図る。

市 町 別		総	桑	多	長	木	北	員	大	東	藤
疾 患 別		計	名	度	島	曾	勢	弁	安	員	原
			市	町	町	岬	町	町	町	町	町
平成 1 1 年度		166	83	11	14	8	6	8	10	20	6
平成 1 2 年度		174	92	8	15	8	8	7	10	18	8
平成 1 3 年度		159	83	5	13	7	7	7	10	18	9
平成 1 4 年度		174	94	6	13	6	7	6	16	19	7
14 年 度 内 訳	悪 性 新 生 物	48	22	1	3	1	2	3	6	8	2
	慢 性 腎 疾 患	14	5	1	2	—	1	1	2	1	1
	ぜ ん そ く	2	1	—	1	—	—	—	—	—	—
	慢 性 心 疾 患	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	内 分 泌 疾 患	79	47	4	3	4	4	1	5	7	4
	膠 原 病	4	3	—	—	—	—	—	1	—	—
	糖 尿 病	5	3	—	—	—	—	1	—	1	—
	先 天 性 代 謝 異 常	10	8	—	—	—	—	—	1	1	—
	血 友 病 等 血 液 疾 患	12	5	—	4	1	—	—	1	1	—
神 経 ・ 筋 疾 患	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

3. 母子及び寡婦福祉法

(1) 母子寡婦福祉資金貸付決定状況

平成 1 4 年度実績

資 金 名	郡 部 計		桑 名 市 計		計		
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	
H13年度	9	7, 3 8 4	5	3, 3 0 5	1 4	1 0, 6 8 9	
母 子 福 祉 資 金	事業開始	—	—	—	—	—	
	事業継続	—	—	—	—	—	
	住 宅	—	—	—	—	—	
	修 学	1	1, 8 0 0	7	9, 0 4 8	8	1 0, 8 4 8
	就学支度	1	2 4 0	8	2, 4 1 5	9	2, 6 5 5
	そ の 他	3	3, 7 0 0	1	4 5 0	4	4, 1 5 0
	計	5	5, 7 4 0	1 6	1 1, 9 1 3	2 1	1 7, 6 5 3
寡 婦 福 祉 資 金	H13年度	2	1, 8 0 0	1	3 0 0	3	2, 1 0 0
	事業開始	—	—	—	—	—	
	事業継続	—	—	—	—	—	
	住 宅	1	5 0 0	—	—	1	5 0 0
	修 学	—	—	—	—	—	
	結 婚	—	—	—	—	—	
	そ の 他	—	—	—	—	—	
計	1	5 0 0	—	—	1	5 0 0	

4. 女性相談事業

平成14年度から婦人相談員を配置して、女性が抱えるいろいろな悩みや心配ごとなどの相談に応じている。

(1) 相談主訴別件数

平成14年度実績

相談主訴	保護・更生相談	夫婦・離婚相談	男女相談	家庭相談	生活相談	性に関する相談	職業相談	健康相談	その他	計
件数	1	47	3	31	—	1	2	1	1	87